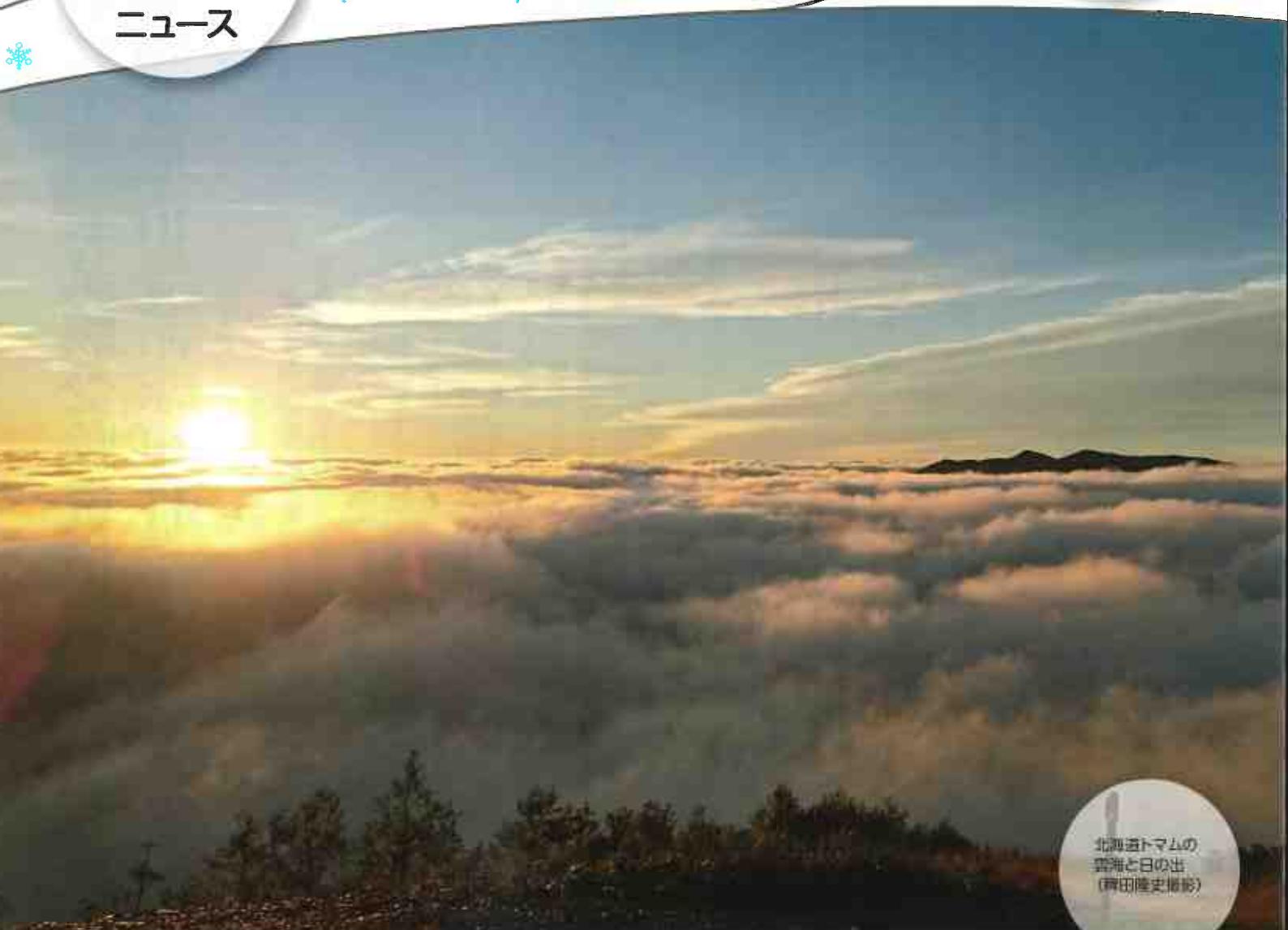


# 春告鳥

元日  
2018・1・1  
第7号



北海道トマムの  
雲海と日の出  
(齊田隆史撮影)

## 明けましておめでとうございます。

昨年の「流行語大賞」のトップ10に、「忖度」「Jアラート」「フェイクニュース」の3つが入りました。

時の政治権力者に迎合して法の公正な執行を歪める「忖度」は、立法・行政のみならず司法の中でも広がっているように感じます。まともな外交努力もしないで、けたたましい音を鳴らし、国民に頭を抱えてしゃがむことを求める「Jアラート」は、国民の不安感を煽り、時の政権に都合よく利用されています。虚偽の事実でもツイッターやインターネットを通じて一気に拡散させる「フェイクニュース」は、社会の分断と対立を煽り、民主主義の危機をもたらしています。

そんな中で、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条）私たち弁護士の役割は何でしょうか。依頼を受けた一つ一つの事件の社会的意味を考えつつ、事実に即して依頼者の正当な利益を守り社会正義を実現すること、そして、それぞれの弁護士の専門性を生かし、様々な諸活動を通じて立憲民主主義に貢献することだと思います。このことを改めて肝に命じ、努力して参りたいと思います。

新しい年が、皆様にとって実り多き一年となりますように。

2018年1月



## いわき総合法律事務所

所長 弁護士 岩城 穩  
弁護士 稚田 隆史  
弁護士 安田 知央  
弁護士 井上 将宏  
事務局 大谷ちひろ  
事務局 岩城 啓子  
事務局 柳瀬 陽

年末年始休みの  
お知らせ  
12月29日(金)～  
1月8日(月)